

# 国民健康保険税

## 40~64歳のかたは 介護保険料分もあわせて 納めてください

介護保険制度のスタートにともない、秋田市国民健康保険に加入している40~64歳のかたは、医療分に介護分を加えた国民健康保険税を納めていただくこととなります。秋田市国民健康保険に加入しているかたの納税通知書は、6月下旬に世帯主のかたへ郵送します。

	健康保険料	介護保険の分類
40歳未満	医療分	該当しません
40歳~64歳	医療分+介護分	第2号被保険者
65歳以上	医療分	第1号被保険者

年度の途中で40歳になるかたは誕生月から第2号、または65歳になるかたは、誕生月から第1号被保険者となります(1日生まれのかたは、その前月から)。

### 40~64歳のかた

国民健康保険税は、医療分と介護分を合わせたものになります。介護分は、医療分と同じように「所得割額」と「均等割額」「平等割額」の3つを合わせた金額です。平成12年度の国保税は以下のとおり。

平成12年度の国保税

	医療分	介護分
所得割額	8.8%	1.1%
均等割額(一人につき)	21,430円	4,180円
平等割額(一世帯につき)	32,810円	4,540円
課税限度額	530,000円	70,000円

### 国保税の計算式

世帯主Aさん(45歳)  
給与所得 基礎控除 給与特別控除 課税標準額  
2,750,000円-330,000円-20,000円=2,400,000円  
妻Bさん(43歳)、子どもCさん(17歳)は所得なし

医療分(加入者3人)

所得割額	2,400,000円×8.8%=211,200円
均等割額	21,430円×3人=64,290円
平等割額	(一世帯あたり)=32,810円
合計	308,300円

介護分(40~64歳の加入者は2人)

所得割額	2,400,000円×1.1%=26,400円
均等割額	4,180円×2人=8,360円
平等割額	(一世帯あたり)=4,540円
合計	39,300円

医療分と介護分をあわせると

**国保税額**  
347,600円  
年額

### 40歳未満のかた

従来どおり医療分の国民健康保険税を納めます。

### 65歳以上のかた

医療分と介護分を別々に納めるので、国保税は医療分だけになります。介護保険料は、年金額が年額18万円以上のかたは、年金から天引き、年額18万円未満のかたは、介護保険課から郵送される納付書で銀行などの窓口で納めます。65以上のかたの介護保険料は9月までは免除され、その後1年間は半額になります。

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(866)2099  
介護保険課 ☎(866)2069

## 農作業の標準受託料金が決定

農業委員会では、今年度の農作業を受託したり、委託したりする際の標準料金を、下の表のように決めました。この料金は、10アール区画のほ場条件をもとに算定した標準額です。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎(866)2270

作業種別	料金 (10アール当り:円)	備考		
春 作 業	水田耕起	6,300		
	水田代かき	7,300		
	田植(機械植え)	7,200	機械植付のみ(苗は含みません)	
秋 作 業	刈取・脱穀			
	バインダー	11,900	結束ヒモを含みます	
	コンバイン	22,400	刈取・運送一連作業とします 刈取のみは18,500円	
	ハーベスタ	9,800		
	乾 燥	生乾燥	8,000	初めの投入・排出・見回り
		補助乾燥	4,600	初めの投入・排出・見回り
		もみすり	730	60kg当たり袋詰まで(紙袋を含む)
	精米	精米	1,070	60kg当たり
		粉・粒剤	960	畦はんからの散布の場合。 薬剤は含みません
散 布		1,800	水田の中へ入ったの散布の場合。 薬剤は含みません	
	乳剤	1,200	薬剤は含みません。ラジコンヘリコプター防除の場合は、おおむね5ha団地単位とします。	
ラジコンヘリ防除	1,300			
あぜ塗り	4,500	100m当たり(1m当たり45円)		
草刈り	1,800	畦はん部分		
一般作業	7,300	男女とも1人1日当たり		

労働時間は、原則として1日8時間で、「まかない」その他の現物支給は含まず、委託者の補助的な作業出役をしないものとします  
「手植え」と「人手刈り」は「一般作業」に含まれます

7 水道メーターの  
取り替え作業に  
ご協力を

水道局では、4月下旬から11月下旬にかけて、一定期間を経過した古いメーターの取り替え作業を行います。市内全域に、指定工事業者がつかがいますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ 水道局営業課 ☎(866)2270

尻・字薬師田の全部。八橋本町三丁目、外旭川字梶の目、字田中、字在家、字大堤、字山崎、飯島長野本町・美砂町・鼠田四丁目・字大崩・字長山下の一部  
東部ガス ☎(832)6595  
南通亀の町・宮田、榎山大元町・登町・川口境、仁井田二ツ屋一丁目・二丁目・福島一丁目、御野場一丁目・七丁目・新町一丁目、仁井田字新中島、牛島西・東瀧敷の全部

8 農地を改良するときは  
届け出が必要ですよ

水田に盛土し、畑地として利用するときは、事前に秋田市農業委員会に届け出てください。詳しくは、お近くの農業委員会、事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎(866)2270